

CO<sub>2</sub>ゼロエミッション技術支援事業Q&A

令和6年4月  
環境農業推進課

1 緑肥作物栽培支援

Question	Answer
<p>問1 ちばエコ生産者のほ場で慣行栽培をしているほ場の緑肥栽培は対象となるか。</p>	<p>対象外。 あくまでも「ちばエコ」等の栽培計画・履歴で確認できるほ場が対象となる。</p>
<p>問2 交付単位は10aか。</p>	<p>1aを最小単位とする。</p>
<p>問3 緑肥栽培の状況はどのように確認するのか。</p>	<p>緑肥の栽培状況については、産地責任者が責任をもって現地確認を行う。ただし、筆数が多く全筆の確認が困難な場合は、産地責任者が認めた者が現地確認を代行してもよいこととする。現地確認の実施日及び実施者については、別紙様式に記録し、保管するものとする。</p>
<p>問4 画像の提出方法はどのように行うのか。</p>	<p>画像の提出については、作付作物ごとに受益戸数の平方根（切り上げ）の生産者を抽出して提出するものとする。この際、地域に偏りが出ないように考慮すること。 なお、すきこみ後の写真については、緑肥作物がすきこまれていることがわかるものが望ましい。</p>
<p>問5 種子の購入伝票はどのようなものか。</p>	<p>領収書や納品書、引き落とし明細等、購入者及び購入量、金額、緑肥作物種子の種類が明らかであるもの。また、発行者が明らかであるもの。</p>



別紙様式

CO<sub>2</sub>ゼロエミッション技術支援事業（緑肥作物栽培支援）

現地確認実施状況記録表（記入例）

確認者名	地域名	確認時期
炭田 太郎	A、C	令和4年5月1日～6月30日
安農 花子	B〇〇	令和4年5月1日～6月30日
確認 次郎	B××	令和4年5月1日～6月30日

※地区内における、確認者自身のほ場については、産地責任者が確認を行った。